

下関市上下水道局情報共有システム運用ガイドライン

当ガイドラインは、下関市上下水道局が所管発注する工事・業務におけるＡＳＰ方式の情報共有システム（以下「システム」という。）の運用事項を定めたものである。

（目的）

システムの活用により受発注者及び発注機関組織内のコミュニケーションを円滑にし、公共事業の生産性の向上を図ることを目的とする。

（対象範囲）

下関市上下水道局が発注する全ての工事・業務を対象とし、システムを利用する場合は監督職員と協議を行うものとする。ただし、受注者がシステムを利用しない場合は、協議を必要としない。

（運用基準等）

本ガイドラインは、山口県の情報共有システム運用ガイドラインの最新版に準じ、運用するものとする。

（使用システム）

使用するシステムは受注者が選定し、発注者の承諾を得て決定する。なお、下関市上下水道局のインターネット作業環境においても動作が保障されることを原則とする。

（帳票の様式）

システムで使用する帳票の様式は、下関市上下水道局が定める様式であることを原則とし、定めのないものは、山口県の様式等を準用するものとする。

（システム利用料）

システム利用に係る費用（登録料および使用料）については、別途計上しないものとする。

工事については、共通仮設費率分に含まれる。

業務については、間接原価等に含まれる。

（成果品）

受注者は、システムで収受された帳票（添付資料を含む。）については、「下関市上下水道局電子納品ガイドライン」に基づき電子納品することを原則とする。

また、受発注者間の合意により、紙で収受された帳票がある場合は、紙での納品を可能とする。なお、電子と紙での二重納品は原則行わないこととする。

（情報セキュリティ対策）

システム提供者は、システムの管理・運用にあたって、不正アクセスへの対応やコンピュータウイルス対策などの技術的対策、サーバ設置環境などの物理的対策、企業や組織としてのセキュリティ対応など、情報セキュリティ対策を十分に講じること。

(個人情報の取扱い)

システム提供者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないようにすること。

また、システム登録されたデータについて知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(適用年月日)

令和 8 年 9 月 1 日から適用する。